

東松山市事業者活動支援金

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰や為替変動等、激しく変化する社会経済情勢に対応しながら事業を継続している市内事業者の事業活動を支援します。

締切を延長
しました！

申請期間 令和4年7月20日(水)～**11月15日(火)**【消印有効】

給付金額 1事業者につき 中小企業者 **10万円** ・ 個人事業者等 **5万円**

対象事業者

事業者活動支援金の対象者は、中小企業者及び個人事業者等で、それぞれ以下の項目に該当するものとする。

・売上減少していなくてもOK!
・国・県・市の他の支援金を受けていてもOK!

■中小企業者

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で東松山市内に本店又は主たる事務所を有すること。(本店又は主たる事務所とは、登記上の本店にあたるものをいう。)
- ② 令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること。

■個人事業者等

- ① 市内、市外を問わず事業を行っている個人事業者(フリーランス含む)であって、令和4年6月1日時点において、東松山市内に住所を有していること。
- ② 令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること。

申請要件等の詳細は裏面をご確認ください。

申請方法

次のいずれかの方法で申請できます。

- ① **電子申請** 申請専用サイトから申請(東松山市のホームページからアクセス)
【推奨】



簡単、便利で手続も早い
“電子申請”をご利用ください！



申請専用サイト

- ② **郵送** 必要書類をダウンロード又は東松山市役所、東松山市商工会、市民活動センター等で入手。
➡ご記入後、支援金事務局に郵送でお送りください。

※郵送による申請の場合は、申請書の処理に時間を要するため入金まで1カ月半程度の期間を要する場合があります。
なお、郵送料は申請者様の負担となります。

東松山市商工観光課(東松山市事業者活動支援金事務局)

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 東松山市役所内

問合せ TEL:0493-23-2221

市ホームページ



ホームページ <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/kankyosangyobu/shoko/menu/covid19/1655945629402.html>

対象事業者（給付要件詳細）

1. 支援金の給付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

中小企業者

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に本店又は主たる事務所を有するもの。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ②令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること。

個人事業者等

- ①市内、市外を問わず事業を行っているフリーランスを含む個人事業者
- ②令和4年6月1日時点において、市内に住所を有していること。
- ③主たる収入が事業収入（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する確定申告書第1表における収入金額等の事業欄に記載される額又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に規定する市民税・県民税申告書における収入金額等の事業欄に記載される額をいう。）であること。
- ④令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること。

2. 1に掲げた対象者のうち、次に掲げるものは給付対象から除く。

- ①市税等（市県民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、軽自動車税及び国民健康保険税であって、市に納めるものをいう。）を滞納している者（徴収の猶予を受けている者を除く。）
- ②本支援金の給付を受けたことがある者
- ③国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表に掲げる公共法人、公益法人等及び協同組合等
- ④暴力団（東松山市暴力団排除条例（平成24年東松山市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）である者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者
- ⑥政治団体
- ⑦宗教上の組織又は団体
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申立てを行っている事業者
- ⑨上記に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

提出書類一覧

◆中小企業者

- ①申請書兼請求書（電子申請の場合はWEB入力）
- ②直近の法人事業概況説明書（両面）の写し（**税務署の受付印があるもの。**
e-Taxの場合は受信通知も提出すること。*）
- ③履歴事項全部証明書の写し（3カ月以内発行のもの）
- ④振込先金融機関を確認する書類
申請者名義の通帳の写し等

◆個人事業者等

- ①申請書兼請求書（電子申請の場合はWEB入力）
- ②令和3年分の確定申告書類
前年確定申告書第一表の写し（**税務署の受付印があるもの。**
e-Taxの場合は受信通知も提出すること。*）
- ③事業所の所在地及び事業内容を記載した書類
開業届、営業許可証、店舗パンフレット等の写し
- ④振込先金融機関を確認する書類
申請者名義の通帳の写し等
- ⑤本人確認書類（申請者の氏名・住所・生年月日が確認できるもの）
運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証※いずれかの写し
※健康保険証の住所が手書きの場合のみ住民票の写しもあわせて提出

ホームページ、
取引先から受
けた発注書・請
求書の写し等

※税務署印や受信通知が無い場合は税務署にご相談ください。

申請手順

ステップ1

東松山市のホームページにアクセスし、
バナーの『事業者活動支援金』をクリック

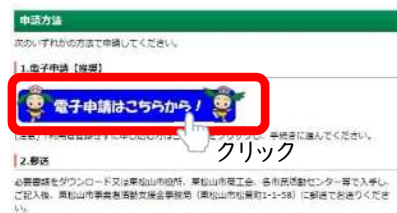


※郵送による申請をご希望の場合

申請書の入手先：東松山市役所、東松山市商工会、各市民活動センター等 ※市役所から申請書を郵送することはしていません。

ステップ2

『事業者活動支援金』のページから、
『電子申請はこちらから!』をクリック



ステップ3

『利用者登録せずに申し込む方はこちら』を
クリック

